



名古屋市  
消費生活センター  
マスコットキャラクター  
コアラのハッピー

# くらしのほっと通信

## 18歳から 自分の意思で 自由に契約できる!

親の承諾は  
いらない!



脱毛エステ



クレジットカード



スマートフォン



ネット通販



賃貸住宅



## 自分の契約は、自分の責任!

### 18歳になると未成年者取消しはできません

980円のおためしでダイエットサプリを頼んだら、定期購入になっていて3万円も請求された!

ネットでスニーカーを注文した。もっと安いサイトを見つけたが、キャンセルできなかった!



脱毛エステの無料カウンセリングに行ったら、60万円の全身コースを勧められ、契約してしまった!

「就活に役立つ」と言われ、50万円のセミナーを契約。お金を借りることになってしまった!

契約は口約束でも成立する「法的責任をとる約束」です  
いったん成立すると、簡単にやめることはできません



ください

申込みの意思表示

意思表示の合致

かしこまりました

承諾の意思表示



契約成立

すぐに契約しない!一呼吸おいて冷静に!  
契約する前に、周りの人に相談しましょう

